

愛称：

ユーロブuket

Euro Bouquets

アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
追加型投信 / 海外 / 債券

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・ジャパン株式会社

本投資信託説明書(目論見書)は、前半部分は「アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド」の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書(請求目論見書)」から構成されています。

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
(愛称:「ユーロ ブーケ」)
追加型投信／海外／債券

投資信託説明書(交付日論見書)
2010年7月

アムンディ・ジャパン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月1日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめ、または同時に交付を行う目論見書です。また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社を通じて投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

(投資信託についての一般的な留意事項)

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(証券会社・登録金融機関は販売の窓口となります)。
- ・投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

(金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項)

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて外貨建の債券を投資対象としておりますので、金利変動による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動(円高となった場合等)により当ファンドが実質的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書(交付目論見書)の目次

ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
ファンドの投資方針	
投資方針	9
投資対象	9
分配方針	10
投資制限	12
ファンドの投資リスク	
ファンドの主な投資リスク及び留意点	13
一般的な留意点	14
ファンドのしくみ	
ファンドのしくみ	15
委託会社の概要	16
運用体制及びリスク管理体制	17
ファンドの申込方法	
申込(販売)の手続等	18
換金(解約)の手続等	19
ファンドにかかる費用・税金	
お客さまに直接ご負担いただく費用・税金	20
ファンドで間接的にご負担いただく費用	20
税金の取扱	22
管理及び運営の概要・その他	
管理及び運営の概要	25
内国投資信託受益証券事務の概要	27
その他ファンドの情報	28
投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目	28
ファンドの運用状況	
ファンドの運用状況	29
ファンドの財務ハイライト情報	33
信託約款	36
用語解説	48

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)本文の記載内容を要約したものです。詳細につきましては、各該当箇所をご覧ください。

ファンドの名称	アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド 愛称：ユーロブーケ
商品分類	追加型投信／海外／債券 詳しくは後記[ファンドの商品分類]をご参照ください。
ファンドの目的	当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用することにより、ユーロ建の債券市場に投資し、安定的な収益分配と信託財産の着実な成長を図ることを目指します。
主な投資対象	主として、ユーロ建の債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するルクセンブルグ籍会社型の外国投資信託、「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」と「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の投資信託証券の毎月分配クラスに投資します。
信託設定日	平成14年11月15日(金)
信託期間	無期限
決算日	毎月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
募集上限	3,000億円
申込期間	平成22年7月1日(木)～平成23年2月14日(月) 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
取得のお申込み	原則として毎営業日お申込みできます。 ただし、ファンドの休業日※にあたる場合は、お申込みできません。 ※東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。
お申込単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

お 申 込 価 額	申込受付日の翌営業日の基準価額
途中換金(解約) のお 申 込 み	原則として、毎営業日換金（解約）できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「換金請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。 買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、 お申込みの販売会社にお問合せください。
換 金 単 位	1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除 した価額とします。
換 金 代 金 の お 支 払 い	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払 いします。
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社
受 託 会 社	株式会社 りそな銀行

【基準価額、換金価額及び販売会社について委託会社の照会先】

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：http://www.amundi.co.jp

ファンドの特色

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]方式で運用することを基本とします。主として、ユーロ建の債券市場へ投資するルクセンブルグ籍の外国投資信託の投資信託証券に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

※投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資による一般的なメリットと注意点

- ・資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・既に運用実績のあるファンドに投資ができます。
- ・ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の他に、投資対象となる投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

ファンドの特徴

1. 当ファンドは、主として「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」と「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」という2つのルクセンブルグ籍会社型外国投資信託に投資します。

- ・2つのファンドは、アムンディが運用するファンドです。
- ・2つのファンドの投資対象は、ユーロ建の債券市場で取引される国債等公共債・国際機関債・社債等です。
 - 国債等公共債：国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。
 - 国際機関債：国際機関が発行する債券です。
 - 社債：企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債及び新株引受権付社債（ワラント債）のことを指します。

・外国投資信託の投資信託証券を通じて投資する組入対象債券の格付[※]は、原則としてトリプルB格（BBB- / Baa3）以上とします。

※「格付」とは、債券などの元本及び利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本及び利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く（信用リスクが大き）くなります。

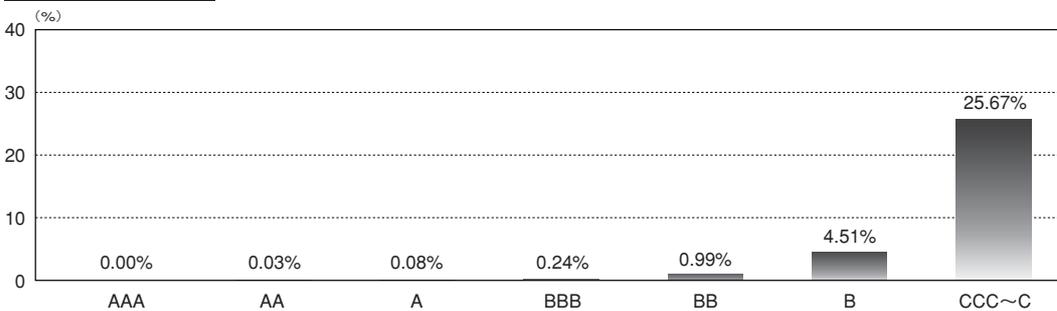
	ムーディーズ社	スタンダード&プアーズ社	
投資適格債	Aaa	AAA	投資対象
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	
ハイ・イールド債 (高利回り債/ 投機的格付債)	Ba	BB	
	B	B	
	C	C	
		D	

格付	日本企業でいうと
AA	武田薬品工業、トヨタ自動車
AA-	セブン&アイ・ホールディングス
A+	ホンダ、三菱商事
A	シャープ、ファーストリテイリング
A-	新日本製鐵、富士通
BBB+	日立製作所、三井不動産
BBB	東芝、丸紅
BBB-	川崎汽船

* スタンダード&プアーズ社及びムーディーズ社のホームページ(2009年12月末現在)の情報に基づき、アムンディ・ジャパン(株)が作成

* 上記企業はスタンダード&プアーズ社のデータ(2009年12月末現在)を基に作成した各格付に相当する企業の例であり、実際に当ファンドが組入れる債券の発行体ではありません。

年間平均デフォルト率



出所:スタンダード&プアーズ社、「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー2008年版」より、アムンディ・ジャパン(株)が作成(1981年~2008年の格付別累積平均デフォルト率の1年目)

* 過去のデータに基づくものであり、将来を予測・保証するものではありません。

- 運用は、厳正なリスク管理のもと、投資対象ファンドへの投資を通じて、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの組合せによりあらゆる角度から、債券市場の非効率性を追求します。
インカム・ゲインとともにキャピタル・ゲインの獲得を追求します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ファンドは、原則として毎月分配金をお支払いします。

「ユーロブーク」の仕組み



信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。



「ユーロブーケ」の主な投資リスク及び留意点

以下に記載する投資リスク及び留意点は当ファンドの投資信託説明書（目論見書）に記載するもののうち、一部の要約であり、当ファンドに係る全ての投資リスク及び留意点を網羅するものではありません。
投資リスクの詳細は投資信託説明書（目論見書）後記の「ファンドの主な投資リスク及び留意点」をご参照ください。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

当ファンドにおける主な投資リスクは次のとおりです。これらの投資リスクにより、当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

主な投資リスク	主な投資リスクの内容（損失が生じる恐れのある理由）
金利変動リスク	<p>金利変動により債券価格が変動するリスクです。一般に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一般の債券の場合</p> <p>金利上昇 → 債券価格下落</p> <p>償還までの期間が長い → 下落幅大</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一般の債券の場合</p> <p>金利低下 → 債券価格上昇</p> <p>償還までの期間が長い → 上昇幅大</p> </div> </div>
信用リスク	<p>発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則としてトリプルB格（BBB- / Ba a3）以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。</p>
為替変動リスク	<p>当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、投資対象とされるファンドの投資信託証券はいずれも外貨建であり、為替ヘッジは行いません。従って、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する原因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>為替ユーロ高 → ファンドの基準価額上昇</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>為替ユーロ安 → ファンドの基準価額下落</p> </div> </div>
主な留意点	主な留意点の内容
分配金に関する留意点	<p>当ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額は金利や為替相場の影響を受けて変動します。ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。</p>

●お客さまに直接ご負担いただく費用及び税金（個人のお客さまの場合）

時 期	項 目	費 用・税 金
お 申 込 時	お 申 込 手 数 料	2.1%(税抜2.0%)を上限に販売会社が定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。
途 中 換 金 時	信託財産留保額	0.1%
	所 得 税 及 び 地 方 税	換金価額から取得費（お申込手数料等を含む）を控除した利益（譲渡益）に対して課税されます。
収 益 分 配 時	所 得 税 及 び 地 方 税	普通分配金に対して課税されます。
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額から取得費(お申込手数料等を含む)を控除した利益（譲渡益）に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。
 上記は平成21年12月末現在の税法に基づき記載しております。
 税法が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。
 当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

●お客さまに間接的にご負担いただく費用（保有期間中にファンドが負担する費用）

信託報酬	<p>1. 上限：純資産総額に対して年率1.135%(税込)*¹の率を乗じて得た額 <small>※1 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式をとっているため、当ファンドの約款で定める信託報酬0.735%(税込)に、組入投資信託証券の信託報酬(0.40%)を加算しております。</small></p> <p>2. 平成21年12月30日現在：純資産総額に対して年率約1.1203% (税込・概算値)*²の率を乗じて得た額 <small>※2 当ファンドの信託報酬年率0.735%(税込)(平成21年12月30日現在)に、平成21年12月30日現在の投資比率に基づき算出した組入投資信託証券の信託報酬率を加算しております。この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</small></p> <p>【ご参考】 組入投資信託証券とその信託報酬 「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」……………年率0.40%*(毎月分配クラス) 「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」……………年率0.40%*(毎月分配クラス) 【内訳 運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%】 <small>*日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。</small></p>
その他の費用	<p>上記の信託報酬以外に信託事務の諸費用、監査報酬及び実質組入有価証券の売買委託手数料等が信託財産中から支払われます。（その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません）</p>

なお、費用の合計額については、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(目論見書)後記の「ファンドにかかる費用・税金」をご参照ください。

[ファンドの商品分類]

当ファンドは、追加型投信／海外／債券に属しています。

○商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産() 資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産※ (投資信託証券 (債券一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産(収益の源泉)

「債券」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産(投資信託証券(債券一般))」…目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年12回(毎月)」…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

- ・投資対象地域
「欧州」……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資形態
「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジ
「為替ヘッジなし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

投資方針

- ① 主として、ユーロ債券市場へ投資する外国投資信託の投資信託証券に投資します。
- ② 投資する外国投資信託の投資信託証券は、ルクセンブルグ籍の外国投資信託の投資信託証券とします。
- ③ 外国投資信託の投資信託証券を通じて投資する組入対象債券の格付は、原則としてトリプル B 格 (BBB- /Baa3) 以上とします。
- ④ 組入対象とする投資信託証券は、変更することがあります。
- ⑤ 外国投資信託の投資信託証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。
- ⑥ 組入れる外国投資信託の投資信託証券の組入比率やその変更は、委託会社の判断により適宜行います。
- ⑦ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

《投資対象ファンドの選定方針》

当ファンドは、アムンディ・グループの中で運用されるユーロ建の債券市場（国債等公共債、国際機関債、社債等）へ投資するファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が当ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制及びプロセス・リスク管理・情報開示が明確及び適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 当ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

投資対象

当ファンドの主要投資対象となるファンドの概要は、下記の通りです。
投資対象の詳細は、信託約款をご参照ください。

『Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルグ籍会社型投資信託) (ユーロ建)

設定日	: 1991年1月2日
ベンチマーク	: バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス
純資産	: 約 284.1 百万ユーロ (約 375 億円@132 円、2009 年 12 月末現在)
信託報酬	: 年率 0.40% (毎月分配クラス)
運用会社	: アムンディ

《ファンドの特徴》

1. ユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債等に投資します。
債券の発行体としてはユーロ圏の国・企業が中心となります。
2. 高格付債を中心に投資します。
組入債券の最低格付は原則としてトリプル B 格 (BBB- /Baa3) とします。

『Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルグ籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設定日 : 1999年2月1日
ベンチマーク : バークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス
純資産 : 約495.9百万ユーロ(約654億円@132円、2009年12月末現在)
信託報酬 : 年率0.40%(毎月分配クラス)
運用会社 : アムンディ

《ファンドの特徴》

1. 主として欧州または欧州以外の企業が発行する、欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資します。
 - ・企業のセクターに制限はありません。
 - ・ユーロ圏の政府が発行する、または保証する債券にも投資します。
2. スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社より投資適格(BBB-/Baa3以上)と格付されている社債に投資します。
3. インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるリターンを最大化させることを目指します。

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ^{※1}を超え、欧州第3位^{※2}、世界ではトップ・テン^{※3}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

^{※1} アムンディによる試算(数値は2010年3月末現在)

^{※2} IPE(インベストメント・ペンション・ヨーロッパ)によるトップ400社調査 - 2009年7月版(数値は2008年12月末)

^{※3} GI(グローバル・インベスターズ)による100社ランキング - 2008年9月版(数値は2008年6月)

分配方針

① 収益分配方針

ファンドは、毎月14日(休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。

- 1) 分配対象収益の範囲
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 2) 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - (iv) 収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるもの(追加型の証券投資信託の収益の分配のうち非課税とされるもの)とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- (i) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日までにお支払いを開始)。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (iii) 上記(i)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (iv) 受益者が、収益分配金について上記(i)に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金に関する留意点

当ファンドの分配対象収益の範囲は以下のとおりです。

1. 経費控除後の利子・配当収入(インカム・ゲイン)
2. 経費控除後の売買益(キャピタル・ゲイン)
3. 経費控除後の評価益(キャピタル・ゲイン)
4. 分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲイン)
5. 収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)

当ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額は金利や為替相場の影響を受けて変動します。ファンドの運用状況(基準価額水準及び市況動向)等によっては分配を行わないこともあります。

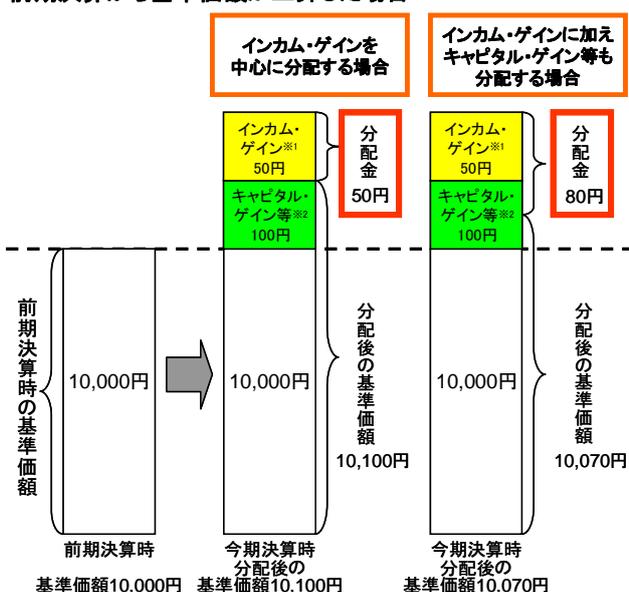
また、基準価額が当初元本(1万円=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、基準価額が低くなり、その影響により、換金時・償還時において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性があります。

当ファンドは、当該計算期間におけるインカム・ゲインを超えて収益分配金を支払う場合があります。また、上記分配対象収益の範囲から分配を行う場合、個別の投資家のお買付けの時期により実質的な投資元本の払戻となる場合があります。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払のための現金化あるいはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引が生じることによって、取引コスト等が発生することにご留意ください。

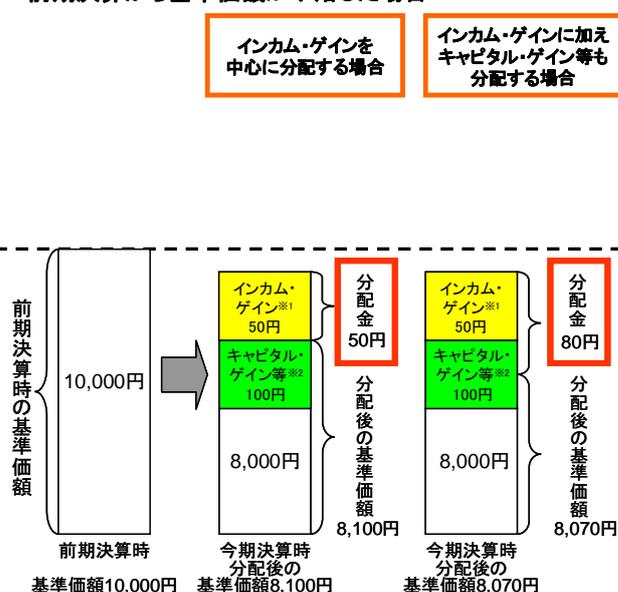
また、当ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払により当ファンドの基準価額が減価すること、またその影響（複利効果の逸失）につき十分ご考慮ください。特に、元本の保全性を重視される投資家の場合には、上記のような分配金の払出は、その投資目的に合致しない場合があります。

【イメージ図】

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



※1 インカム・ゲインには分配準備積立金(当該期間よりも前に累積したインカム・ゲイン及びキャピタル・ゲイン)のうちインカム・ゲイン相当部分を含む場合があります。
 ※2 キャピタル・ゲイン等には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積したインカム・ゲイン及びキャピタル・ゲイン)のうちキャピタル・ゲイン相当部分及び収益調整金を含む場合があります。
 (注)前記のイメージ図は分配金額及び基準価額の関係を理解して頂くために記載したものであり、実際の分配金額や基準価額を表すものではありません。

投資制限

当ファンドの信託約款で定める主な投資制限は、下記の通りです。
 投資制限の詳細は、信託約款をご参照ください。

- ①外国投資信託の投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。
- ②株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- ④同一銘柄の投資信託への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

当ファンドの主要投資対象は、ユーロ建の債券市場で取引される国債等公共債・国際機関債・社債等に投資をするルクセンブルグ籍の投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、**当ファンドは投資元本が保証されているものではありません**。また、当ファンドは預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

後記の各リスクにより実質的な組入有価証券の価格が下落することにより、当ファンドの基準価額が下落し、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

以下は、当ファンドに関して考えられる主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスク及び留意点を網羅したものではありません。

投資リスク

① 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクです。一般に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。逆に、金利が低下すると、債券価格は上昇します。そして、償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の上昇幅は大きくなります。

② 信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・「ユーロ ブーケ」が組入れるファンドが投資する個別債券の格付は、原則としてトリプルB格（BBB-/Baa3）以上とし、信用リスクの低減を図ります。

③ 為替変動リスク

当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、投資対象とされるルクセンブルグ籍の投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。ファンドの基準価額は主に円対ユーロの為替相場の動きにより変動します。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落して当ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

留意点

① 分配金に関する留意点

当ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額は金利や為替相場の影響を受けて変動します。ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

② 規制の変更に関する留意点

- ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

③ その他の留意点

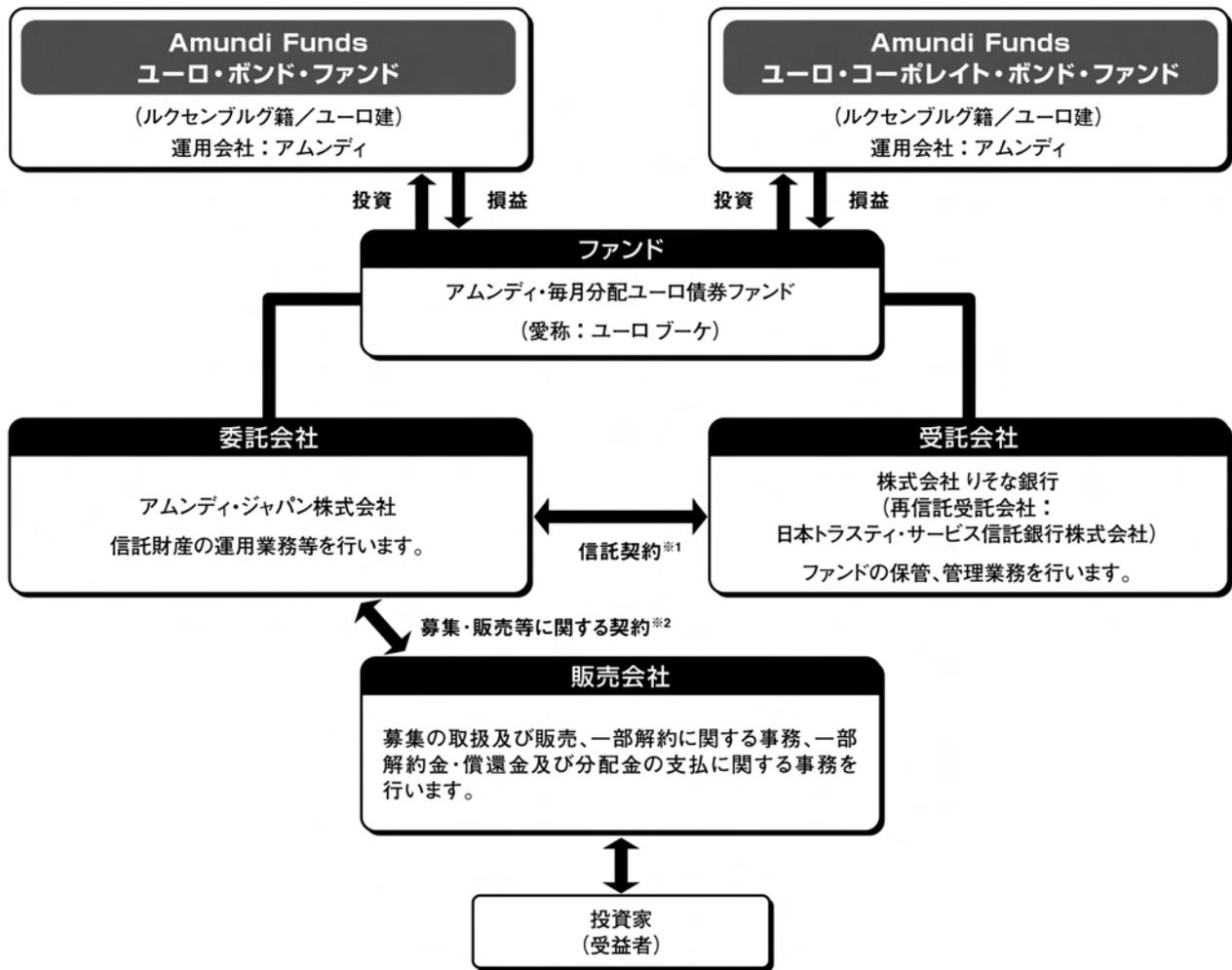
- ・上記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、当ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。

一般的な留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

ファンドのしくみ



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概要

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第 350 号)			
資 本 の 額	12 億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社 (現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社) が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目 2 番 2 号	2,400,000 株	100%

(平成22年7月1日現在)

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で 6,880 億ユーロ^{※1}を超え、欧州第 3 位^{※2}、世界ではトップ・テン^{※3}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界 30 カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の 1 億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別のご要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

※1 アムンディによる試算 (数値は 2010 年 3 月末現在)

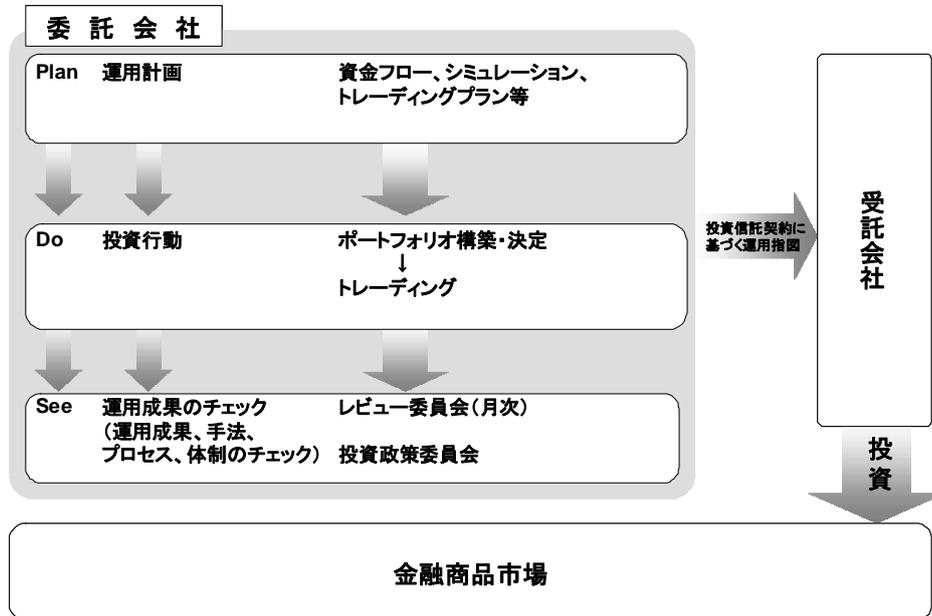
※2 IPE (インベストメント・ペンション・ヨーロッパ) によるトップ 400 社調査 - 2009 年 7 月版 (数値は 2008 年 12 月末)

※3 GI (グローバル・インベスターズ) による 100 社ランキング - 2008 年 9 月版 (数値は 2008 年 6 月)

運用体制及びリスク管理体制

《運用体制》

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。



ファンドの運用組織は以下のとおりです。

- 運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（7名程度）
- 投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）
- 運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・サービス規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《リスク管理体制》

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリング及び管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析及び評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・ 運用リスクの管理
リスクマネジメント部が法令諸規則及び運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証及び管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部が運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底し、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

ファンドのリスク管理体制等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

申込（販売）の手続等

《お申込みについて》

原則として毎営業日お申込みできます。

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ファンドの休業日^{*}にあたる場合はお申込みできません。

^{*}東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間	平成22年7月1日(木)から 平成23年2月14日(月)まで
------	-----------------------------------

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

《お申込単位》

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

《お申込価額》

申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

* 金融商品取引所における取引の停止、投資環境や基準価額の水準によっては、あるいは既存の受益者に対して不利益と判断する場合には、委託会社の判断により、取得の申込を受付けない場合があります。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）の手続等

《途中換金について》

- a. 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- b. 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- c. 申込日がファンドの休業日にあたる場合はお申込みできません。

《換金単位》

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

《換金価額》

- a. 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。
- b. 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

《換金価額の照会方法》

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

《途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合》

- a. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。
- b. 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

《受益権の買取》

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

申込（販売）手続等及び換金（解約）手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：http://www.amundi.co.jp

お客さまに直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 ^{※1}	2.1% (税抜2.0%) を上限に販売会社が定めるものとします。
途中換金時	所得税及び地方税	換金価額 ^{※2} の個別元本超過額 ^{※3} に対して課税されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課税されます。
償還時	所得税及び地方税	償還価額の個別元本超過額 ^{※3} に対して課税されます。
買取請求時 ^{※4}	—	原則として買取時に源泉徴収は行われず、確定申告によりお支払いいただくこととなります。

※1 詳しくは販売会社にお問合せください。また、委託会社のインターネットホームページ (<http://www.amundi.co.jp>)でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

※2 途中換金時の換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額 (0.1%) を控除した価額とします。

※3 個人の受益者においては、換金価額及び償還価額から取得費 (申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます) を控除した利益が譲渡益 (譲渡所得) として課税対象になります。

※4 買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

(注) 平成 21 年 12 月末現在の税法に基づき記載しております。税法が変更・改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

《信託報酬等》

時期	信託報酬		方法
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、年率 0.735% (税抜 0.70%) を乗じて得た金額	
	信託報酬の配分	委託会社	年率 0.2625% (税抜 0.25%)
		販売会社	年率 0.42% (税抜 0.40%)
	受託会社	年率 0.0525% (税抜 0.05%)	毎計算期間末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

なお、当ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬
Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド	税抜年率 0.40%* (毎月分配クラス)
Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	税抜年率 0.40%* (毎月分配クラス)

* 内訳 運用会社：税抜年率 0.30%、その他管理事務：税抜年率 0.10%

* 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

《実質的な信託報酬等》

当ファンドの信託報酬に当ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は、概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方に ご負担いただく 実質的な信託報酬 (税込)	=	ユーロ ブレーク 信託報酬 (税込)	+	組入投資信託証券 信託報酬
① 上限* ¹ 年率 1.135% ② 平成 21 年 12 月 30 日現在 年率約 1.1203%* ² (概算値)		年率 0.735%		年率 0.40%

*¹ 当ファンドの約款で定める信託報酬（年率 0.735%（税込））に、組入投資信託証券の信託報酬（年率 0.40%）を加算しております。

*² 平成 21 年 12 月 30 日現在の組入投資信託証券の組入比率を考慮して算出しております。

《その他の手数料等》

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務の諸費用及び監査報酬

(i) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ii) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎年 5 月及び 11 月に到来する計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われます（上限 85 万円（1 回当たり、税込）（有価証券届出書提出日現在））。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

* ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を当該投資信託証券が負担します。

* その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

* 費用の合計額については、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が改正された場合等は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成 21 年 12 月末現在の税法に基づき記載しております）。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「特別分配金」については、後記「② 収益分配金の課税について」を参照)。

② 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※2}
	税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。	
	平成24年1月1日以降	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
申告方法		確定申告による申告分離課税 ^{※2}	
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（10%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ^{※4}
	税率	申告分離課税の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収税額で納税が完了します。	
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（20%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収税額で納税が完了します。

※1 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

※2 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

※3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

※4 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

(2) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	個別元本超過額*
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	個別元本超過額*
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

*お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

④ 買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取り扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取り扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

《資産の評価》

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

《保管》

該当事項はありません。

《信託期間》

信託期間は、平成14年11月15日から無期限とします。ただし、後記「《その他》(i)信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

《計算期間》

(i) この信託の計算期間は、毎月15日から翌月14日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成15年1月14日までとし、第35計算期間は平成20年7月15日から平成20年8月14日までとします。

(ii) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

《受益者の権利等》

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中換金(買取)請求権を有しています。

《その他》

(i) 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したとき

i. 受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ii. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- iii. 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- iv. 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- v. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- vi. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記iii. の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には、前記iii. からv. までの規定は適用しません。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii)信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 上記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からd. までの規定に従います。

(iii) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象となる受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録ものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、該当償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 内国投資信託受益証券の形態等 | 追加型証券投資信託受益権です。
格付は取得していません。 |
| (2) 発行価額の総額 | 3,000億円を上限とします
(前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)。 |
| (3) 振替機関に関する事項 | 振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構 |
| (4) 日本以外の地域における発行 | 該当事項はありません。 |
| (5) クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用 | 該当事項はありません。 |
| (6) 有価証券届出書の写しの縦覧 | 委託会社が、有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます)の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。 |

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - ① 資産の評価
 - ② 保管
 - ③ 信託期間
 - ④ 計算期間
 - ⑤ その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

投資対象ファンドの名称が変更になっておりますが、一部旧名称で記載されております。

以下は平成 21 年 12 月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第 3 位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1) 投資状況

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	23,727,426,335	96.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	908,154,277	3.68
合計(純資産総額)		24,635,580,612	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	日本	301,394,545	1.22

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注 2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド 毎月分配クラス	1,856,264	11,836.79	21,972,213,500	11,807.39	21,917,651,553	88.96
2	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド 毎月分配クラス	150,482	11,995.94	1,805,174,516	12,026.51	1,809,774,782	7.34

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資証券	96.31
合計		96.31

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	国/地域	資産名	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売	買建	2,283,465.00	302,105,576	301,394,545	1.22

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注 2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成21年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落) (円)	1口当たり 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (平成15年 5月14日)	56,212,745	56,464,156	1.1179	1.1229
第2特定期間末 (平成15年11月14日)	74,223,125	74,584,940	1.0257	1.0307
第3特定期間末 (平成16年 5月14日)	81,223,420	81,596,385	1.0889	1.0939
第4特定期間末 (平成16年11月15日)	103,193,735	103,653,760	1.1216	1.1266
第5特定期間末 (平成17年 5月16日)	106,841,819	107,511,862	1.1162	1.1232
第6特定期間末 (平成17年11月14日)	139,397,031	140,277,050	1.1088	1.1158
第7特定期間末 (平成18年 5月15日)	136,709,260	137,584,580	1.0933	1.1003
第8特定期間末 (平成18年11月14日)	132,904,142	133,700,492	1.1682	1.1752
第9特定期間末 (平成19年 5月14日)	141,322,938	142,134,290	1.2193	1.2263
第10特定期間末 (平成19年11月14日)	138,704,508	139,506,060	1.2113	1.2183
第11特定期間末 (平成20年 5月14日)	143,820,603	144,667,177	1.1892	1.1962
第12特定期間末 (平成20年11月14日)	529,005,734	535,059,865	0.8738	0.8838
第13特定期間末 (平成21年 5月14日)	4,649,737,061	4,702,473,696	0.8817	0.8917
第14特定期間末 (平成21年11月16日)	18,320,130,810	18,518,597,498	0.9231	0.9331
平成20年12月末日	1,207,182,704	—	0.8975	—
平成21年 1月末日	1,660,445,517	—	0.7960	—
2月末日	2,154,199,661	—	0.8435	—
3月末日	3,017,092,337	—	0.8710	—
4月末日	4,226,482,988	—	0.8853	—
5月末日	5,815,324,020	—	0.9178	—
6月末日	7,853,029,032	—	0.9285	—
7月末日	9,824,116,018	—	0.9391	—
8月末日	11,298,003,956	—	0.9323	—
9月末日	13,662,341,772	—	0.9261	—
10月末日	16,766,905,395	—	0.9457	—
11月末日	20,165,566,430	—	0.9014	—
12月末日	24,635,580,612	—	0.8995	—

(注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②分配の推移

期間		1口当たり分配金 (円)
第 1 特定期間	自 平成14年11月15日 至 平成15年 5月14日	0.0150
第 2 特定期間	自 平成15年 5月15日 至 平成15年11月14日	0.0150
第 3 特定期間	自 平成15年11月15日 至 平成16年 5月14日	0.0150
第 4 特定期間	自 平成16年 5月15日 至 平成16年11月15日	0.0150
第 5 特定期間	自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月16日	0.0210
第 6 特定期間	自 平成17年 5月17日 至 平成17年11月14日	0.0210
第 7 特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月15日	0.0210
第 8 特定期間	自 平成18年 5月16日 至 平成18年11月14日	0.0210
第 9 特定期間	自 平成18年11月15日 至 平成19年 5月14日	0.0210
第 10 特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月14日	0.0210
第 11 特定期間	自 平成19年11月15日 至 平成20年 5月14日	0.0210
第 12 特定期間	自 平成20年 5月15日 至 平成20年11月14日	0.0470
第 13 特定期間	自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日	0.0600
第 14 特定期間	自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日	0.0600

(注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

期間		収益率(%)
第1 特定期間	自 平成14年11月15日 至 平成15年 5月14日	13.3
第2 特定期間	自 平成15年 5月15日 至 平成15年11月14日	△6.9
第3 特定期間	自 平成15年11月15日 至 平成16年 5月14日	7.6
第4 特定期間	自 平成16年 5月15日 至 平成16年11月15日	4.4
第5 特定期間	自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月16日	1.4
第6 特定期間	自 平成17年 5月17日 至 平成17年11月14日	1.2
第7 特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月15日	0.5
第8 特定期間	自 平成18年 5月16日 至 平成18年11月14日	8.8
第9 特定期間	自 平成18年11月15日 至 平成19年 5月14日	6.2
第10 特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月14日	1.1
第11 特定期間	自 平成19年11月15日 至 平成20年 5月14日	△0.1
第12 特定期間	自 平成20年 5月15日 至 平成20年11月14日	△22.6
第13 特定期間	自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日	7.8
第14 特定期間	自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日	11.5

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間(平成20年11月15日から平成21年5月14日まで)及び第14特定期間(平成21年5月15日から平成21年11月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1 貸借対照表

(単位：円)

		第13特定期間末 (平成21年5月14日)		第14特定期間末 (平成21年11月16日)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		545,142,714		788,819,352
投資証券		4,453,678,549		17,754,750,354
未収利息		746		1,080
流動資産合計		4,998,822,009		18,543,570,786
資産合計		4,998,822,009		18,543,570,786
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定		3,936,995		—
未払金		166,760,647		—
未払収益分配金		52,736,635		198,466,688
未払解約金		122,789,335		13,463,044
未払受託者報酬		175,810		793,589
未払委託者報酬		2,285,526		10,316,655
その他未払費用		400,000		400,000
流動負債合計		349,084,948		223,439,976
負債合計		349,084,948		223,439,976
純資産の部				
元本等				
元本	※1,2	5,273,663,505	※1,2	19,846,668,811
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	△623,926,444	※3	△1,526,538,001
(分配準備積立金)		238,069,506		1,181,101,235
元本等合計		4,649,737,061		18,320,130,810
純資産合計		4,649,737,061		18,320,130,810
負債純資産合計		4,998,822,009		18,543,570,786

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)		第 14 特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)
営業収益				
受取配当金		79,219,364		368,821,645
受取利息		54,660		128,377
有価証券売買等損益		76,111,787		466,685,211
為替差損益		135,252,089		122,156,203
営業収益合計		290,637,900		957,791,436
営業費用				
受託者報酬		553,144		2,903,547
委託者報酬		7,190,848		37,746,004
その他費用		400,000		400,000
営業費用合計		8,143,992		41,049,551
営業利益又は営業損失 (△)		282,493,908		916,741,885
経常利益又は経常損失 (△)		282,493,908		916,741,885
当期純利益又は当期純損失 (△)		282,493,908		916,741,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		9,257,679		20,452,793
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△76,407,396		△623,926,444
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,150,175		90,184,896
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		53,150,175		90,184,896
剰余金減少額又は欠損金増加額		701,808,068		1,113,084,085
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		701,808,068		1,113,084,085
分配金	※1	172,097,384	※1	776,001,460
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△623,926,444		△1,526,538,001

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)	第 14 特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成21年5月15日から平成21年11月16日までとなっております。

追加型証券投資信託

アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
(愛称「ユーロ ブーケ」)

信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託
アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
(愛称「ユーロ ブーク」)

運用の基本方針

約款 23 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ的方式で運用することを基本とします。主として、ユーロ建ての債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するルクセンブルグ籍の外国投資信託の投資信託証券に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、ユーロ建ての債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するルクセンブルグ籍会社製の外国投資信託、「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」と「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の投資信託証券の毎月分配クラスを主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

(2) 投資態度

- ① 主として、ユーロ債券市場へ投資する外国投資信託の投資信託証券に投資します。
- ② 投資する外国投資信託の投資信託証券は、ルクセンブルグ籍の外国投資信託の投資信託証券とします。
- ③ 外国投資信託の投資信託証券を通じて投資する組入対象債券の格付けは、原則として最低トリプル B 格 (BBB-/Baa3) とします。
- ④ 組入対象とする投資信託証券は、変更することがあります。
- ⑤ 外国投資信託の投資信託証券の組入れ比率は原則として高位を維持することとします。
- ⑥ 組入れる外国投資信託の投資信託証券の組入比率やその変更は、委託会社の判断により適宜行います。
- ⑦ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外国投資信託の投資信託証券以外への投資は、約款第 22 条の範囲内で行います。
- ② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50% を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます。）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には 50% 以上の取得が出来るものとします。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 回目の収益分配は、2003 年 3 月とします。

- ① 分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
(愛称「ユーロ ブーク」)

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的及び金額)

- 第3条 委託者は、金500億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第8項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項及び第53条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

(当初の受益者)

- 第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口を限度として、また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

②<削除>

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第8条の規定により分割された受益権を、その取得申込者に1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込みに応ずるものとします。ただし指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることとします。最低申込口数及び申込単位は、指定販売会社が個別に定めることが出来るものとします。なお、取得申込日がファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。）にあたる場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。また、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ）における取引の停止、投資環境や基準価額の水準によっては、あるいは既存の受益者に対して不利益と判断する場合には、委託者の判断により、取得の申込みを受付けない場合があります。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うため振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込者の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加

算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

2. 前項の手数料の額は、2.0%を上限として指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた指定販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総額のうち償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する部分（以下「償還金取得数」といいます。）については1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込みの総数のうち償還金取得数を超える部分については、1号に定める当該取得申込総数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、指定販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益証券の種類）

- 第14条 <削除>
- ② <削除>
 - ③ <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

- 第17条 <削除>

（記名式の受益証券の再交付）

- 第18条 <削除>

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

- 第19条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第20条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 金銭債権
 - ロ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ)
 - ハ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条に定めるものに限ります。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第22条 委託者は、信託金を、主として、次に定める外国投資信託の投資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります)

また、「次に定める外国投資信託の投資信託証券」とは次のものをいいます。

投資信託証券 : 「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」(ルクセンブルグ籍会社型証券投資信託)

投資信託証券 : 「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」(ルクセンブルグ籍会社型証券投資信託)

- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第24条 <削除>

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑤ 第1項に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 第1項に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図及び範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（保管業務の委任）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託受益証券の保管）

第29条 受託者は、信託財産に属する投資信託受益証券を、当該信託に係る受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

（有価証券の保管）

第30条 <削除>

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条 この信託の計算期間は、毎月 15 日から翌月 14 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 15 年 1 月 14 日までとし、第 35 計算期間は平成 20 年 7 月 15 日から平成 20 年 8 月 14 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 40 条 信託財産に関する租税及び信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）その他信託事務の処理に要する諸費用のうちあらかじめ合理的に見積もり得るもの並びに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎年 5 月及び 11 月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第 41 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 70 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

第 42 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。ただし、第 1 回目の収益分配は、2003 年 3 月とします。

- 1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い以前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。当該販売により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、別に定める契約により収益分配金を再投資しない受益者の収益分配金は、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金（第2項ただし書き以外を除きます。）、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ <削除>
- ⑨ <削除>

（収益分配金及び償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金について前条第1項及び第2項ただし書きに規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については、第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（受益証券の混蔵保管）

第46条 <削除>

（一部解約）

第47条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権並びに指定販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることになった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消し等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条(受益証券の発行)、第12条(受益証券の発行についての受託者の認証)、第14条(受益証券の種類)から第20条(受益証券の再交付の費用)の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日

平成14年11月15日

委 託 者 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

受 託 者 りそな信託銀行株式会社

用語解説

委 託 会 社	投資信託委託会社であり、「委託者」「投信会社」「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運 用 報 告 書	受益者（お客さま）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。当ファンドでは原則として、5月及び11月の計算期間毎に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の皆さまにお渡しします。
基 準 価 額	ファンドを購入または途中換金する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。当ファンドでは、1万口当たりの価額で表示されます。
受 託 会 社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純 資 産 総 額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信 託 期 間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドを途中換金する際に、換金時の基準価額から控除される金額です。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設 定 日 / 信 託 設 定 日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追 加 型 投 資 信 託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付・売却ができる投資信託のことです。
販 売 会 社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。
フ ァ ン ド ・ オ ブ ・ フ ァ ン ズ	社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「投資信託証券への投資を目的とする投資信託」をいいます。投資信託証券から株式や債券などへ投資します。

アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
(愛称:「ユーロ ブーケ」)
追加型投信／海外／債券

投資信託説明書 (請求目論見書)
2010年7月

アムンディ・ジャパン株式会社

本書は金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書 (請求目論見書) です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月1日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、金融商品取引法(昭和23年法第25号)の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

(投資信託についての一般的な留意事項)

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

(金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項)

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて外貨建の債券を投資対象としておりますので、金利変動による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合等）により当ファンドが実質的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	1 申込（販売）手続等	1
2	2 換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	1 資産管理等の概要	3
	①資産の評価	3
	②保管	3
	③信託期間	3
	④計算期間	3
	⑤その他	3
2	2 受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	6
1	1 財務諸表	9
2	2 ファンドの現況	21
第5	設定及び解約の実績	22

第1 ファンドの沿革

平成14年11月15日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
平成19年 1月 4日	投資信託の保管振替制度へ移行
平成20年 8月13日	決算頻度を毎月に変更、投資態度及び収益分配方針の変更、運用の指図に関する権限委託の廃止

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

① お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

② 申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成22年7月1日(木)から 平成23年2月14日(月)まで	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受け付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ファンドの休業日*にあたる場合はお申込みできません。

*東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

③ 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

* 金融商品取引所における取引の停止、投資環境や基準価額の水準によっては、あるいは既存の受益者に対して不利益と判断する場合には、委託会社の判断により、取得の申込を受付けない場合があります。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

① 途中換金の受付

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- a. 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- b. 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 途中換金取扱期間と換金価額

- a. 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受け付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- b. 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合は、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- c. 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。
- d. 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

③ 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

④ 換金単位

1口単位を最低単位として販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

⑤ 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- a. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。
- b. 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

⑥ 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

① 資産の評価

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。

なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

平成14年11月15日から無期限とします。ただし、後記「⑤その他 (i)信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

④ 計算期間

(i) この信託の計算期間は、毎月15日から翌月14日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成15年1月14日までとし、第35計算期間は平成20年7月15日から平成20年8月14日までとします。

(ii) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ その他

(i) 信託の終了

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したとき
 - i. 受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ii. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- iii. 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - iv. 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - v. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - vi. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記iii. の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には、前記iii. からv. までの規定は適用しません。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii) 信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 上記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からd. までの規定に従います。

(iii) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

(vi) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益者にお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）に受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、第13特定期間(平成20年11月15日から平成21年5月14日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に、また、第14特定期間(平成21年5月15日から平成21年11月16日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。ただし、第14特定期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第35号)の附則第16条第2項本文を適用しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間(平成20年11月15日から平成21年5月14日まで)及び第14特定期間(平成21年5月15日から平成21年11月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

男澤 顕 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA毎月分配ユーロ債券ファンドの平成20年11月15日から平成21年5月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA毎月分配ユーロ債券ファンドの平成21年5月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

男 澤 顕 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA毎月分配ユーロ債券ファンドの平成21年5月15日から平成21年11月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA毎月分配ユーロ債券ファンドの平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

CA毎月分配ユーロ債券ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		第 13 特定期間末 (平成21年 5月14日)		第 14 特定期間末 (平成21年11月16日)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		545,142,714		788,819,352
投資証券		4,453,678,549		17,754,750,354
未収利息		746		1,080
流動資産合計		4,998,822,009		18,543,570,786
資産合計		4,998,822,009		18,543,570,786
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定		3,936,995		—
未払金		166,760,647		—
未払収益分配金		52,736,635		198,466,688
未払解約金		122,789,335		13,463,044
未払受託者報酬		175,810		793,589
未払委託者報酬		2,285,526		10,316,655
その他未払費用		400,000		400,000
流動負債合計		349,084,948		223,439,976
負債合計		349,084,948		223,439,976
純資産の部				
元本等				
元本	※1, 2	5,273,663,505	※1, 2	19,846,668,811
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	※3	△623,926,444	※3	△1,526,538,001
(分配準備積立金)		238,069,506		1,181,101,235
元本等合計		4,649,737,061		18,320,130,810
純資産合計		4,649,737,061		18,320,130,810
負債純資産合計		4,998,822,009		18,543,570,786

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)		第 14 特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)
営業収益				
受取配当金		79,219,364		368,821,645
受取利息		54,660		128,377
有価証券売買等損益		76,111,787		466,685,211
為替差損益		135,252,089		122,156,203
営業収益合計		290,637,900		957,791,436
営業費用				
受託者報酬		553,144		2,903,547
委託者報酬		7,190,848		37,746,004
その他費用		400,000		400,000
営業費用合計		8,143,992		41,049,551
営業利益又は営業損失 (△)		282,493,908		916,741,885
経常利益又は経常損失 (△)		282,493,908		916,741,885
当期純利益又は当期純損失 (△)		282,493,908		916,741,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		9,257,679		20,452,793
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△76,407,396		△623,926,444
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,150,175		90,184,896
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		53,150,175		90,184,896
剰余金減少額又は欠損金増加額		701,808,068		1,113,084,085
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		701,808,068		1,113,084,085
分配金	※1	172,097,384	※1	776,001,460
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△623,926,444		△1,526,538,001

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)	第 14 特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、投資証券の基準 価額で評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評 価にあたっては、原則として特 定期間末日の対顧客先物売買相 場において為替予約の受渡日の 仲値が発表されている場合には 当該仲値、受渡日の仲値が発表 されていない場合には発表され ている受渡日に最も近い前後二 つの日の仲値をもとに計算して おります。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配 金落ち日において、当該収益分配 金金額を計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」(平 成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通 貨の額をもって記録する方法を 採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却 時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘 定及び外貨建各損益勘定の前日の 外貨建純資産額に対する当該売 却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相 場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基 金勘定の割合相当の邦貨建資産 等の外国投資勘定と、円換算した 外貨基金勘定を相殺した差額を 為替差損益とする計理処理を採 用しております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する 規則」第60条及び第61条に基づ いております。 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、当期末 が休日のため、平成21年5月15 日から平成21年11月16日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 13 特定期間末 (平成21年 5月14日)	第 14 特定期間末 (平成21年11月16日)
※1 期首元本額	605,413,130 円	5,273,663,505 円
期中追加設定元本額	5,047,747,889 円	15,695,025,762 円
期中一部解約元本額	379,497,514 円	1,122,020,456 円
※2 特定期間末日における受益権の総数	5,273,663,505 口	19,846,668,811 口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 623,926,444 円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,526,538,001 円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)	第 14 特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)
<p>※1 分配金の計算過程</p> <p>(平成 20 年 11 月 15 日から平成 20 年 12 月 15 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,090,619 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (262,738,392 円) 及び分配準備積立金 (10,777,661 円) より分配対象収益は 277,606,672 円 (1 万口当たり 2,394 円) であり、うち 11,592,115 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 20 年 12 月 16 日から平成 21 年 1 月 14 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,082,735 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (354,723,395 円) 及び分配準備積立金 (14,401,674 円) より分配対象収益は 375,207,804 円 (1 万口当たり 2,337 円) であり、うち 16,054,441 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p>	<p>※1 分配金の計算過程</p> <p>(平成 21 年 5 月 15 日から平成 21 年 6 月 15 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (33,898,240 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (288,839,986 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,554,647,867 円) 及び分配準備積立金 (233,662,688 円) より分配対象収益は 2,111,048,781 円 (1 万口当たり 2,892 円) であり、うち 72,995,103 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 6 月 16 日から平成 21 年 7 月 14 日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (39,556,434 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,056,788,961 円) 及び分配準備積立金 (550,155,640 円) より分配対象収益は 2,646,501,035 円 (1 万口当たり 2,836 円) であり、うち 93,289,087 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p>

<p style="text-align: center;">第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)</p>	<p style="text-align: center;">第 14 特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)</p>
<p>(平成 21 年 1 月 15 日から平成 21 年 2 月 16 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8,876,836 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (514,866,871 円) 及び分配準備積立金 (20,445,017 円) より分配対象収益は 544,188,724 円 (1 万口当たり 2,277 円) であり、うち 23,889,676 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 2 月 17 日から平成 21 年 3 月 16 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (13,141,723 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (601,157,851 円) 及び分配準備積立金 (28,988,549 円) より分配対象収益は 643,288,123 円 (1 万口当たり 2,227 円) であり、うち 28,874,733 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 3 月 17 日から平成 21 年 4 月 14 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,715,506 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (162,866,683 円)、信託約款に規定される収益調整金 (789,591,883 円) 及び分配準備積立金 (40,592,566 円) より分配対象収益は 1,011,766,638 円 (1 万口当たり 2,597 円) であり、うち 38,949,784 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 4 月 15 日から平成 21 年 5 月 14 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (21,866,607 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (1,076,875 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,104,232,267 円) 及び分配準備積立金 (215,126,024 円) より分配対象収益は 1,342,301,773 円 (1 万口当たり 2,545 円) であり、うち 52,736,635 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p>	<p>(平成 21 年 7 月 15 日から平成 21 年 8 月 14 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (55,155,715 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (384,195,244 円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,513,683,016 円) 及び分配準備積立金 (580,571,644 円) より分配対象収益は 3,533,605,619 円 (1 万口当たり 3,128 円) であり、うち 112,941,721 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 8 月 15 日から平成 21 年 9 月 14 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (55,616,824 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (3,100,737,154 円) 及び分配準備積立金 (1,008,204,384 円) より分配対象収益は 4,164,558,362 円 (1 万口当たり 3,073 円) であり、うち 135,513,614 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 9 月 15 日から平成 21 年 10 月 14 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (77,033,497 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (3,792,171,333 円) 及び分配準備積立金 (1,050,888,002 円) より分配対象収益は 4,920,092,832 円 (1 万口当たり 3,022 円) であり、うち 162,795,247 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 21 年 10 月 15 日から平成 21 年 11 月 16 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (80,366,860 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (4,706,874,014 円) 及び分配準備積立金 (1,100,734,375 円) より分配対象収益は 5,887,975,249 円 (1 万口当たり 2,966 円) であり、うち 198,466,688 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 13 特定期間末 (平成 21 年 5 月 14 日)		第 14 特定期間末 (平成 21 年 11 月 16 日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	4,453,678,549	108,895,064	17,754,750,354	△55,729,976
合計	4,453,678,549	108,895,064	17,754,750,354	△55,729,976

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第 13 特定期間 (自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日)	第14特定期間 (自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

第13 特定期間末（平成21年5月14日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	170,684,769	—	166,747,774	△3,936,995
合計		170,684,769	—	166,747,774	△3,936,995

(注)時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値
が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によ
って評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている
先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評
価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も
近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対
顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

第14 特定期間末（平成21年11月16日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13 特定期間（自 平成20年11月15日 至 平成21年5月14日）

該当事項はありません。

第14 特定期間（自 平成21年5月15日 至 平成21年11月16日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第13 特定期間末 (平成21年5月14日)	第14 特定期間末 (平成21年11月16日)
1口当たり純資産額	0.8817円	0.9231円
(1万口当たり純資産額)	(8,817円)	(9,231円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファン ド 毎月分配クラス	1,360,764	122,672,874.60	
		CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ ボンド・ファンド 毎月分配クラス	111,482	10,122,565.60	
	小計		1,472,246	132,795,440.20	
		銘柄数	2	(17,754,750,354)	
		組入時価比率	96.9%	100.0%	
	投資証券 合計			17,754,750,354 (17,754,750,354)	
合計				17,754,750,354 (17,754,750,354)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に「投資証券」として計上しています。

「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスは、それぞれ「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」にて他のシェアクラスと合同運用されております。

なお、「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況は次のとおりです。

以下に記載した1.「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況及び2.「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況の情報は、委託会社が当該投資証券の保管銀行、管理事務代行会社である CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー 及び同投資証券の発行体である CAAM FUNDS リミテッドからの情報に基づき、平成 21 年 5 月 12 日現在及び平成 21 年 11 月 12 日現在の財産の状況を記載したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

1. 「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況

(1) 本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス（「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス）の情報

	(平成21年5月12日)	(平成21年11月12日)
1口当たり純資産額	85.75ユーロ	90.15ユーロ
基準日における元本口数	742,778.971口	1,736,988.046口
うち、本報告書開示対象ファンドの保有口数	371,564口	1,360,764口
純資産	63,695,223.77ユーロ	156,581,863.40ユーロ

(2) CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド純資産計算書

(単位：ユーロ)

	(平成21年5月12日)	(平成21年11月12日)
資産合計	180,447,669.94	305,312,909.69
有価証券	173,547,253.73	292,580,952.66
オプション(買)	3,750.00	—
預金	1,026,802.31	6,573,405.93
未収利息	3,157,398.42	4,307,360.45
有価証券売却未収入金	1,156,310.27	—
未収追加設定金	1,198,984.31	1,843,563.98
先物取引評価勘定	302,265.00	—
その他の資産	54,905.90	7,626.67
負債合計	28,918,846.49	60,780,451.59
オプション(売)	12,750.00	—
有価証券買付未払金	2,442,277.00	994,230.00
貸付取引有価証券	26,115,836.22	58,133,017.19
未払解約金	70,450.22	712,481.41
先物取引評価勘定	—	296,815.00
スワップ取引評価勘定	53,065.99	67,546.77
未払運用報酬	72,097.09	109,205.76
その他の負債	152,369.97	467,155.46
純資産	151,528,823.45	244,532,458.10

CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンドの有価証券明細表（評価額上位 30 銘柄）

（平成 21 年 11 月 12 日）

種類	銘柄	額面（ユーロ）	評価額（ユーロ）
国債証券	HELLENIC REPUBLIC 4.30 09-12 20/03A	14,000,000	14,662,760.00
	ITALY BTP 4.25 09-19 01/09S	13,200,000	13,593,228.00
	HELLENIC REPUBLIC 5.50 09-14 20/08A	12,000,000	13,082,400.00
	BTPS 4.25 08-13 15/04S	9,000,000	9,584,100.00
	DEUTSCHLAND I/L BOND 1.50 06-16 15/04A	7,500,000	8,257,377.54
社債券	CRH 3.75 08-11 24/06A	6,800,000	7,031,560.40
国債証券	BELGIUM -47-	6,500,000	6,554,470.00
社債券	BNPP HOME LOAN COV 2.25 09-12 01/10A	6,400,000	6,409,401.60
	BCO SANTANDER TOTTA 3.25 09-14 21/10A	6,300,000	6,283,525.50
国債証券	FRANCE OAT 5.75 00-32 25/10A	4,500,000	5,494,500.00
	AUSTRIA EMTN 3.50 04-15 15/07A	5,100,000	5,268,300.00
	BRD 6.50 97-27 04/07A	4,000,000	5,213,160.00
社債券	CAJA DE AHORROS 3.00 09-14 03/11A	5,200,000	5,180,630.00
国債証券	NEDERLAND 3.25 05-15 15/07A	5,000,000	5,122,650.00
	FRANCE OAT 3.25 06-16 25/04A	5,000,000	5,095,700.00
社債券	CAIXA CATALUNYA 3.00 09-14 29/10A	5,100,000	5,078,248.50
国債証券	ALLEMAGNE 4.75 08-40 04/07A	4,500,000	5,030,910.00
社債券	ING BANK NV 3.00 09-14 30/09A	4,700,000	4,675,235.70
国債証券	ITALY BTP 5.00 09-40 01/09S	4,500,000	4,613,220.00
	AUSTRIA 4.30 03-14 15/07A	4,000,000	4,300,520.00
	PORTUGAL OT'S 4.375 03-14 16/06A	4,000,000	4,296,880.00
	FRANCE BTF -10 04/02U	4,000,000	3,995,808.29
社債券	BBVA 3.00 09-14 09/10A	4,000,000	3,978,804.00
	BNP PARIBAS COVERED 4.75 08-13 28/05A	3,500,000	3,759,388.50
	CREDIT AG COV BD -01- 4.50 09-16 29/01A	3,200,000	3,400,358.40
国債証券	GREECE 6.00 09-19 19/07A	3,000,000	3,300,180.00
社債券	BANCO ESP. DE CREDITO 2.625 09-13 28/02A	3,300,000	3,297,987.00
	STADSHYPOTEK AB 3.00 09-14 01/10A	3,300,000	3,286,107.00
国債証券	ITALY BTP 4.75 08-23 01/08S	3,000,000	3,131,550.00
社債券	BNP PARIBAS COV 4.125 08-11 24/01A	3,000,000	3,098,805.00

2. 「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況

(1) 本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス（「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス）の情報

	(平成21年5月12日)	(平成21年11月12日)
1口当たり純資産額	79.68ユーロ	90.80ユーロ
基準日における元本口数	2,052,586.793口	1,885,373.433口
うち、本報告書開示対象ファンドの 保有口数	31,582口	111,482口
純資産	163,546,291.08ユーロ	171,199,754.98ユーロ

(2) CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド純資産計算書

(単位：ユーロ)

	(平成21年5月12日)	(平成21年11月12日)
資産合計	451,929,508.88	567,146,984.70
有価証券	430,466,709.08	552,061,388.81
預金	1,016,932.17	2,201,235.65
未収利息	8,323,854.81	10,804,385.66
有価証券売却未収入金	10,445,040.91	—
未収追加設定金	940,308.74	1,993,915.50
為替予約取引評価勘定	115,388.69	51,377.97
先物取引評価勘定	341,890.31	—
その他の資産	279,384.17	34,681.11
負債合計	57,945,041.24	65,800,964.58
借入金	2,154,001.97	189,743.52
有価証券買付未払金	25,213,856.01	6,561,619.00
貸付取引有価証券	29,556,500.01	53,415,358.26
未払解約金	402,890.68	3,111,031.08
先物取引評価勘定	—	405,128.73
スワップ取引評価勘定	54,104.52	1,014,696.50
未払運用報酬	247,633.00	332,353.87
その他の負債	316,055.05	771,033.62
純資産	393,984,467.64	501,346,020.12

CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドの有価証券明細表（評価額上位 30 銘柄）
（平成 21 年 11 月 12 日）

種類	銘柄	額面/口数（ユーロ）	評価額（ユーロ）
国債証券 社債券	ITALY BTP 5.00 09-40 01/09S	10,000,000	10,251,600.00
	BNP PARIBAS SUB FL.R 05-15 06/12A	8,000,000	8,036,912.00
	UBS LONDON EMTN 6.25 08-13 03/09A	7,000,000	7,688,219.00
	BFCM EMTN SUB FL.R 06-16 19/12Q	7,000,000	6,496,875.00
	STANDARD CHART SUB FL.R 05-17 03/02A	5,500,000	5,406,324.00
	SAMPO EMTN 6.339 09-12 10/04A	5,000,000	5,366,350.00
	GOLDMAN SASCHS 5.375 08-13 15/02A	5,000,000	5,279,800.00
	INTESA SANPAOLO FL.R 08-18 28/05A	5,000,000	5,277,095.00
	TELECOM ITALIA EMTN 4.75 06-14 19/05A	5,000,000	5,216,070.00
	SANTANDER ISSUANCES FL.R 07-17 24/10A	5,000,000	5,208,765.00
	AREVA EMTN 4.375 09-19 06/11A	5,050,000	5,078,204.25
	ABBEY NATL SUB FL.R 05-15 21/04Q	5,000,000	4,845,835.00
	ING GROEP NV 5.625 08-13 03/09A	4,500,000	4,828,162.50
	CL CAPITAL TRUST PERP 7.047 02-XX 26/04A	5,000,000	4,779,985.00
	GECC EMTN 5.375 09-20 23/01A	4,650,000	4,774,880.40
	CREDIT SUISSE GR FIN. FL.R 06-18 23/01A	4,800,000	4,756,833.60
	CITIGROUP 7.375 09-19 04/09A	4,350,000	4,750,904.70
	BBVA SENIOR FINANCE FL.R 05-17 23/05Q	5,000,000	4,707,180.00
	BANK OF AMERICA CORP FL.R 04-19 06/05A	5,000,000	4,586,770.00
	BBVA INTL PREF. -E- FL.R 09-XX 21/10A	4,350,000	4,522,077.30
	BPCE 9.25 06-XX 22/04S	4,650,000	4,431,896.40
	DEUTSCHE TELEKOM EMTN 7.50 03-33 24/01A	3,500,000	4,361,791.00
	BARCLAYS BANK 5.25 09-14 27/05A	4,000,000	4,279,696.00
	HSBC CAP FDG FL.R 03-XX 31/12A	4,800,000	4,268,500.80
SG CAPITAL TRUST SUB FL.R 03-49 10/11A	5,000,000	4,133,840.00	
CIE DE SAINT GOBAIN 4.875 06-16 31/05A	4,000,000	4,087,544.00	
SANTANDER ISSUANCES FL.R 09-19 27/07A	3,750,000	4,065,682.50	
投資証券 社債券	STRUCTURA VAR NEW EUR AGGREGATE -I- CAP	7	4,051,553.10
	AGF FL.R 05-XX 10/06A	5,000,000	4,050,000.00
	AVIVA PLC FL.R 04-XX 29/11A	5,000,000	3,980,330.00

2 ファンドの現況
純資産額計算書

平成 21 年 12 月末日現在

I 資産総額	24,962,169,160円
II 負債総額	326,588,548円
III 純資産総額（I - II）	24,635,580,612円
IV 発行済口数	27,388,830,635口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	0.8995円
（1万口当たり純資産額）	（8,995円）

第5 設定及び解約の実績

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1 特定期間	自 平成14年11月15日 至 平成15年 5月14日	56,184,173	5,901,780	50,282,393
第2 特定期間	自 平成15年 5月15日 至 平成15年11月14日	32,185,628	10,104,831	72,363,190
第3 特定期間	自 平成15年11月15日 至 平成16年 5月14日	2,947,725	717,881	74,593,034
第4 特定期間	自 平成16年 5月15日 至 平成16年11月15日	20,080,792	2,668,763	92,005,063
第5 特定期間	自 平成16年11月16日 至 平成17年 5月16日	12,536,266	8,820,883	95,720,446
第6 特定期間	自 平成17年 5月17日 至 平成17年11月14日	30,958,286	961,724	125,717,008
第7 特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月15日	5,794,331	6,465,616	125,045,723
第8 特定期間	自 平成18年 5月16日 至 平成18年11月14日	5,239,458	16,520,885	113,764,296
第9 特定期間	自 平成18年11月15日 至 平成19年 5月14日	5,862,881	3,719,743	115,907,434
第10 特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月14日	2,382,969	3,782,869	114,507,534
第11 特定期間	自 平成19年11月15日 至 平成20年 5月14日	8,724,156	2,292,435	120,939,255
第12 特定期間	自 平成20年 5月15日 至 平成20年11月14日	505,949,330	21,475,455	605,413,130
第13 特定期間	自 平成20年11月15日 至 平成21年 5月14日	5,047,747,889	379,497,514	5,273,663,505
第14 特定期間	自 平成21年 5月15日 至 平成21年11月16日	15,695,025,762	1,122,020,456	19,846,668,811

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1 特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

愛称：

